

## 資料29 騒音に係る環境基準（令和3年12月末現在）

### ア 騒音に係る環境基準

#### 適用地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

#### 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

#### 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

（注） 1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。

- ①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。
- ②道路運送法上の一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

#### 地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

### イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB以下
II	75dB以下

#### 地域の類型

地域の類型	該当地域	区域
I	区域欄に掲げる区域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の地域（鴨川、桂川及び山科川の橋梁並びに大山崎町の国道171号線と東海道新幹線とが交差する橋梁に係る地域については、これら橋梁の橋げた両端のそれぞれの先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径500メートルの円内の地域）のうち、京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の区域。ただし、次の各号に掲げる用地、区域等は除く。 (1) 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地
	区域欄に掲げる区域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	(2) 東山トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心とした半径400メートルの円内のトンネルに係る部分以外のトンネル用地 (3) 鴨川、桂川及び山科川の河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域をいう。） (4) 工業専用地域として定められた区域